

成年年齢引下げに伴う消費者被害を防止するための法整備等を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が、2022年（令和4年）4月1日に施行される。これにより、18歳及び19歳の者が未成年者取消権を行使できなくなる。

参議院法務委員会は、2018年（平成30年）6月12日、民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を行った。同附帯決議では、①知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設するなどの法整備を行うこと、②年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行うこと、③全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育を実施するなど、消費者教育を充実させること、④18歳、19歳の若年者に理解されやすい形で成年年齢引下げの周知徹底を図ることなどについて格別の配慮をすべきであるとしている。

しかし、成年年齢の引下げが間近に迫った現時点においても、同附帯決議の内容が十分に実現されていない。まず、①法整備について、2018年（平成30年）に消費者契約法が一部改正されたが、上記附帯決議が求める包括的なつけ込み型不当勧誘取消権の創設には至っていない。次に、②マルチ商法等について、マルチ商法に関する消費生活相談の4割以上が20歳代であるという独立行政法人国民生活センターの統計もあり（消費生活年報2020など）、18歳、19歳にもマルチ商法等による消費者被害が拡大することが懸念されるが、その被害を防止する対策はとられていない。さらに、③消費者教育について、学習指導要領が改定され、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンも実施しているが、現在も授業モデルを構築するための調査研究を行うなど、実践的な消費者教育を実施する途上である。加えて、④成年年齢引下げの周知について、成年年齢引下げ自体の周知はな

されているとしても、未成年者取消権を失うことや、消費者被害が増加するおそれなどが十分に周知されているとはいえない。

そこで、政府に対し、同附帯決議に示されたような、若年者の消費者被害を防止するための法整備等、実効性ある施策を直ちに実現するよう求める。

以上

2021（令和3）年11月11日

青森県弁護士会

会長 竹 中 孝